

別表六の二(三)

11欄、18欄又は26欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表六の二(三) 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度  
 事 業 年 度  
 法人名

18欄		試験研究費の額の合計額	円	特別試験研究費の税額控除	当期税額基準額残額 (8)-(9)	15	円				
11欄		試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「平成25年旧措置法第68条の9第2項」※1又は「第68条の9第2項」※2 ②区分番号に、「10006」※1又は「10410」※2 ③適用額欄に、当該別表六の二(三)18欄の金額(円単位)を記載してください。 ※1 平成25年旧措置法第68条の9第2項「10006」 平成25年4月1日前に開始した連結事業年度 ※2 第68条の9第2項「10410」 平成25年4月1日以後に開始した連結事業年度	$(3) < 10\% \text{ の場合}$ $(3) \times 0.2 + \frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	5	前	当期税額控除可能額 (14)と(15)のうち少ない金額)	16				
				費	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「8の②」)	17					
				の	当期分の特別控除額 (16)-(17)	18					
				税	差引当期税額基準額残額 (8)又は $(7) \times \frac{30}{100}$ - (9) - (16)	19					
				額	連結繰越税額控除限度超過額 (別表六の二(三)付表一「6の計」 (総額+特別))	20					
				控	26欄	年度分連結繰越					
				除	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「平成25年旧措置法第68条の9第3項」※1又は「第68条の9第3項」※2 ②区分番号に、「10007」※1又は「10411」※2 ③適用額欄に、当該別表六の二(三)26欄の金額(円単位)を記載してください。 ※1 平成25年旧措置法第68条の9第3項「10007」 平成25年4月1日前に開始した連結事業年度 ※2 第68条の9第3項「10411」 平成25年4月1日以後に開始した連結事業年度	$(3) < 10\% \text{ の場合}$ $(3) \times 0.2 + \frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	5	期	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「7の②」)	10	
				越	当期分の特別控除額 (9)-(10)	11					
				分	特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)「7の計」の合計)	12					
				越	特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100} - ((4) \text{ 又は } (5))$	13					
				分	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「5の②」 +「6の②」)	25					
				越	当期繰越税額控除額 (24)-(25)	26					
				分	特別研究税額控除限度額 (12) × (13)	14	円				
				越	法人税額の特別控除額 (11) + (18) + (26)	27					